

「宇治市子ども・子育て会議」について

1. 「宇治市子ども・子育て会議」とは

宇治市子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」に定められた合議制の機関として、「宇治市子ども・子育て会議設置条例」に基づき、平成 25 年 12 月 18 日に設置しました。

委員は、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者など、児童福祉・幼児教育双方の観点を持った、幅広い関係者によって構成されています。

なお、任期は 3 年としており、現在の委員の任期は、平成 28 年 12 月までとなっています。

2. 宇治市子ども・子育て会議の役割

会議の役割は、次のとおりです。

（1）子ども・子育て支援法に定める事務

「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更の際に意見を述べること
【法第 77 条第 1 項第 3 号】

宇治市の子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項、施策の実施状況について調査審議すること
【法第 77 条第 1 項第 4 号】

宇治市の確認を受けた特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）及び地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の利用定員の設定に関して意見を述べること
【法第 77 条第 1 項第 1 号、第 2 号】

（2）宇治市児童育成計画の推進に関する意見の交換及び調整

宇治市では、平成 27 年 3 月に策定した「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の前身となる計画として、平成 26 年度までは「宇治市児童育成計画」に基づき、各種子育て支援施策に取り組んできました。

宇治市児童育成計画の計画期間は、平成 26 年度で終了していますが、平成 27 年度に行う宇治市児童育成計画の検証作業については、会議の役割としています。

（3）その他、宇治市の子ども・子育て支援に関する必要な調査及び審議